

第4節

交流の促進と治安対策、在日外国人問題

1. 交流の促進と治安対策

外務省は、諸外国との人的交流の促進と治安維持の両方の観点から、適正な査証発給に努めている。1月から順次、アジア・大洋州、中南米、ロシア等とのビジネス・文化交流促進のため、短期滞在数次査証の発給基準を緩和した。また、2005年日本国際博覧会(愛・地球博)開催を契機として、アジア地域からの観光客の増加、対日理解の増進を図るため、韓国、台湾からの訪日者に対し万博期間中の短期滞在査証免除措置を実施した。韓国については同措置を2006年2月末まで暫定的に延長し、それまでの実施状況等を踏まえ、2006年3月以降は、期間限定なしに実施することとした。台湾については、万博終了後も査証免除を可能とする「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の特例法が8月5日に成立し、

査証免除が継続されることとなった。中国については、2000年9月から北京市、上海市、広東省等の一部地域の団体観光客に対し、団体観光査証を発給してきたが、万博期間中の7月25日から査証の発給対象地域を中国全土に拡大した。

一方で、国内の治安問題への対策にも力を入れ、2005年はイラン、ブラジル、韓国、ロシア、中国との間で不法残留者の発生防止、来日外国人による凶悪犯罪の防止等を議題として政府間協議を行った。査証の偽造・変造対策では、機械読み取り査証(MRV)作成システムを整備するとともに、査証関連情報の即時共有化が可能となる広域ネットワークシステム(査証WAN)の整備も進め、ほぼ全在外公館に配備を完了した。

2. 在日外国人問題

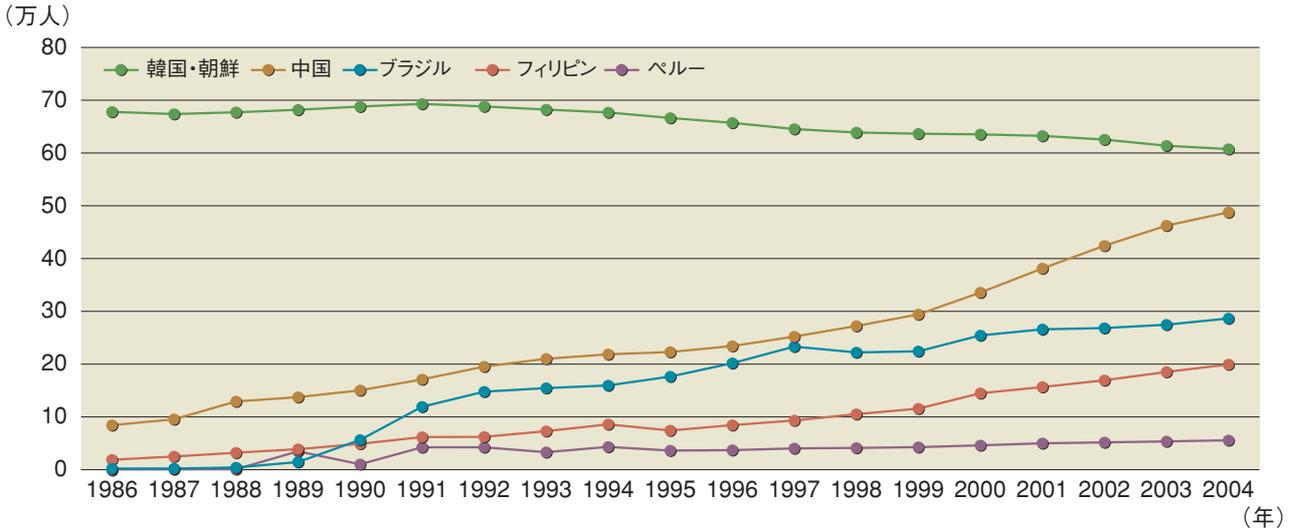
1990年代以降、外国人の在留者数は大幅に増加し、現在、約200万人に達し、今後もしも着実に増加していくと予測される。特に、1990年の入管法の改正以降、日系ブラジル人を中心とした定住者受入れに伴って、社会保険への未加入、本人及び家族の日本語教育、青少年犯罪の増加、地域社会との摩擦等の問題が顕在化し、集住都市の負担が増大している。このような状況を受けて、政府も様々な対策をとってきているが、これらの問題は政府内部の様々な省庁にまたがるため、省庁横断的な対応をとる必要がある。

外務省は、2004年10月の海外交流審議会

の答申を踏まえて、2005年2月、IOMの協力を得て、「外国人問題にどう対処すべきか」をテーマとしたシンポジウムを開催した。ここでは、欧州諸国等における外国人受入れの経験を参考としつつ、各界の有識者の知見を交えて、今後日本がとるべき施策について議論した。

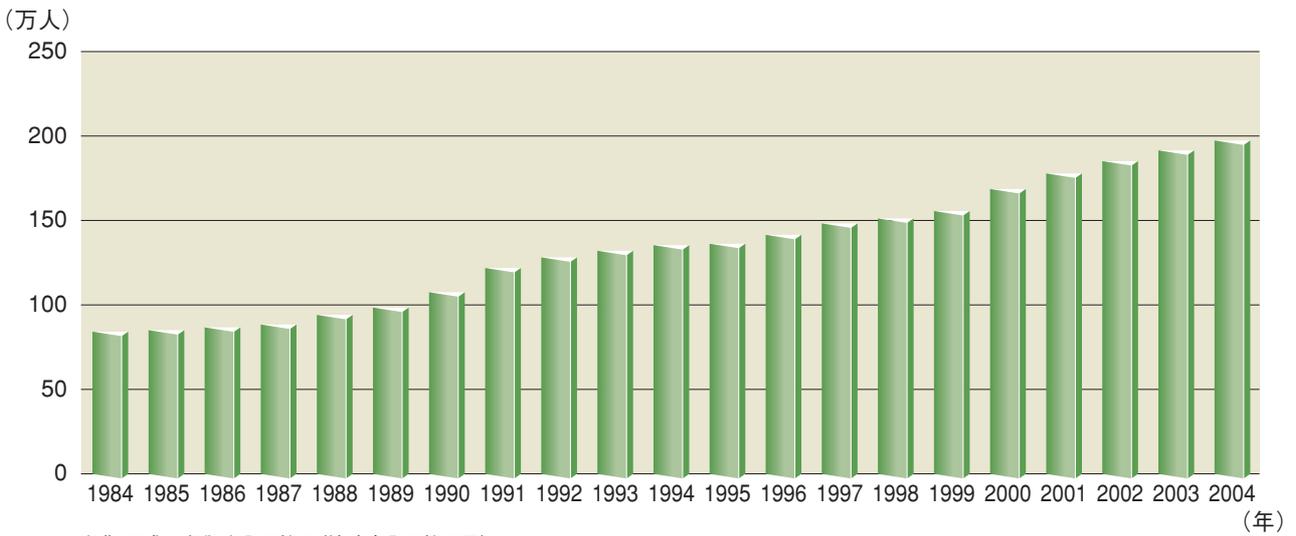
また、外国人が、労働者としての権利を享受し、社会保障の下で保護され、義務教育年限の子供への教育等の行政サービスを受けさせるとともに、外国人の犯罪等を防止するとの観点から、外国人を社会の構成員として日本社会に受け入れていくための総合的な取組が緊急の課題となっている。

主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移



出典:平成17年版出入国管理(法務省入国管理局)
 ※「朝鮮」については、朝鮮半島から来日した朝鮮人またはその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しない者を示す。

外国人登録者数の推移



出典:平成17年版出入国管理(法務省入国管理局)